東松島市地域包括ケアシステム　推進組織　関係図

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画審議会

医療福祉サービス復興再生ビジョンの進行管理（評価）を行う。

報告・連携

地域包括ケア推進会議

地域・多職種連携地域ケア会議又は在宅医療・介護連携協議会、認知症ケア連携会議、地域助け合い協議会において検討された効果的な取組、成功事例、地域課題等を共有し、地域包括ケア推進につなげるための協議を行うとともに、社会資源の開発及び政策形成に資する提案を行うことを目的とする。

（構成員）　医療・介護・福祉関係事業者、地域団体代表者、民生委員代表者、学識経験者、行政関係者等

・情報共有
・報告・意見等

提言・意見

報告等

・必要に応じ各会議等へ検討を促す
・各会議等との情報共有

・各会議等での検討結果を推進会議に報告、意見

東松島市保健福祉部高齢障害支援課

報告・連携

・情報共有
・報告・意見等

関連会議等

各関連会議等では、それぞれが所管するテーマに基づき、現状分析や課題整理のほか、既存の事業の改善や必要な社会資源の開発について協議して、課題解決を図ります。また、適宜、「地域包括ケア推進会議」に報告、意見します。

在宅医療・介護連携協議会

多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図るとともに、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の連携について検討する。

（構成員）

医療・介護・福祉関係者、学識経験者

地域団体関係者、民生委員関係者、行政関係者

専門部会

認知症ケア連携会議

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で生活を続けていくために、地域における医療及び介護の連携強化並びに市内に居住する認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族に対する支援体制について検討する。

（構成員）

医療・介護・福祉関係者、家族介護者関係者、高齢福祉団体・地域団体関係者、行政関係者

専門部会

地域支え合い推進委員会

高齢者等が生きがいを持って地域で暮らせるために、地域における日常生活の支援や健康づくりによる介護予防等のあり方について検討する。

なお、協議会は市社会福祉協議会が所管する。

（構成員）

高齢者福祉団体・地域団体関係者

高齢者職業団体関係者、保健福祉関係者

学識経験者、行政関係者

地域・多職種連携地域ケア会議

自治協議会ごとに、個別支援地域ケア会議やその他の個別課題の検討の積み重ねにより明らかになった地域課題及び地域アセスメント等を通じて裏付けられた地域課題を地域の関係者と共有し解決に向けた検討を行うことにより、地域に不足している地域包括ケアに係る社会資源の把握及び地域の関係機関の相互連携体制等の構築について検討する。

なお、会議は基本的に市社会福祉協議会が所管する。

（構成員）自治協議会関係者、自治会関係者、民生委員児童委員、介護・福祉関係者、民間サービス事業者　など

地域包括ケア推進本部

地域包括ケアシステムの構築に向け、関係施策を総合的かつ効果的に推進する。

（構成員）市長、副市長、部長

地域包括ケア庁内連絡会

地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進するため、庁内関係課が問題意識及び情報を共有し、連携を図る。

（構成員）関係課長